

# 奈良県立平城高等学校 いじめ防止基本方針

はじめに(学校の基本方針)

もとより、私たち教職員は、生徒に直接ふれあう指導を通じて、その心身の成長発達を促進し、支援する責務を担っている。

日常の教育活動における教職員の言動は、生徒の心身の発達や人間形成に大きな影響を与え、豊かな人間性を育成していく上においても重大な意味を有する。とりわけ、いじめは、いじめられた生徒に対する明らかな人権侵害であり、決して許されない行為である。いじめ行為の背景には、いじめを行う側の人権意識の低さが存在しており、学校教育活動全体を通して、生徒一人一人に「いじめは絶対に行わない」「いじめ行為を決して許さない」「自分の大切さと共に他の大切さを認める」ことができる人権感覚を育成し、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

その実現には、教職員にあっては、生徒との相互の信頼関係の上に、個々の生徒の大切さを強く自覚し、一人の人間として、愛情に満ちた人間関係を築こうとする姿勢そのものが重要であり、教職員自らが常に自己研鑽に努めるとともに、互いの人権が尊重される学校づくりに努める。

## (1) いじめの問題に関する基本的な考え方

「いじめは、いじめられた生徒への人権侵害であり、決して許されない行為である。」

「けんかやふざけあいと見えるもののなかにもいじめがあると考え、いじめの認知にあたる必要がある」

「いじめは、どの生徒にも、また、どの学校にも起こり得る」

「いじめの加害及び被害生徒は、入れ替わることが起こり得る。」

「いじめ行為の傍観者もいじめ行為の加害者である。」との認識から、いじめの未然防止に向けた取組の基本となるのは、生徒が友人や教職員と深い信頼関係の中で、安全で、安心して学校生活を送ることができ、授業や行事等に主体的に参加できる授業づくりや学校づくりを行うことが肝要であると考えられる。

その実現には、教職員一人一人の人権意識を一層高めるとともに、いじめの未然防止に向け、自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要であり、学級集団及びなかまづくり等の取組を一層、推進するための研修の充実を図ることが重要である。

## (2) いじめ防止等のための組織体制等

### ① 平城高校生徒支援チーム(いじめ問題対策委員会)の設置

学校におけるいじめの未然防止及び早期発見、いじめへの対応、いじめ問題に関する研修を実効的に行うため、外部有識者及び管理職、複数の教員で構成するチームを編成組織する。

### ② いじめ防止等に関する年間計画

いじめの未然防止及び早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に関する年間計画を定めることとする。

## (3) いじめの問題への取組

### ① 教職員による共通理解

いじめに関する校内研修や職員会議等により、教職員全員の共通理解を図ることが大切である。いじめは許さないとする雰囲気在校内全体に行き渡らせておくことが必要である。

### ② いじめを許さない人権意識の醸成

人権教育に関する職員研修を充実させるとともに、教育活動全体を通して、人権教育や道徳教育の充実や体験活動を推進することにより、生徒の社会性を育み、生徒が「自分の大切さと共に、他の人の大切さも認めること」ができる人権感覚を育成することが必要である。

また、他の人の立場に立って、考えや気持ちが理解できる力や想像力、共感的に理解できる力、考えや気持ちを伝え合い、わかり合うためのコミュニケーション力や技能、人間関係能力を高めることが大切である。

③ 自己有用感や自己肯定感の醸成  
学校教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、人の役に立っていると感じられる機会を提供し、生徒の自己有用感や自己肯定感を高められるようにすることが、いじめの未然防止に有効である。そのため、体験活動やボランティア活動、地域での活動の機会をつくる取組が必要である。

④ 平城高校コミュニティにおける取組(家庭・地域等との連携協働)  
家庭や地域社会の有り様や地域の人々の考え方やものの見方は、生徒の人権意識の醸成や人格形成に大きな影響を与えることから、家庭や地域社会の果たす役割は極めて大きい。いじめの未然防止に向けて、コミュニティの中で、家庭や地域、大学や公民館等の社会教育施設、警察、病院等と連携協働した「地域と共にある学校づくり」を進めることが必要である。

⑤ 学校における人権教育の推進  
ア 「人権が尊重される人間関係づくり」  
一人一人の自尊感情を醸成するとともに、互いのよさや可能性を認め合える集団づくりを進める。  
イ 「人権が尊重される学習集団づくり」  
誰もが自分のよさや可能性を発揮し、輝くことのできる学習活動を展開する。  
ウ 「人権が尊重される環境づくり」  
一人一人の人権が尊重され、安心して過ごせる学校・学級づくりを推進する。  
エ 「人権についての理解を深める学習」  
日常生活における人権を理解するとともに、いじめは、決して許されない人権侵害であることを理解する学習活動を展開する。

(4) いじめの問題への対応  
いじめの未然防止の取組やいじめの発見や通報があった場合に、速やかに組織的に対応を行い、いじめの被害生徒を徹底して守り通す姿勢が必要であり、一方、加害生徒に対しては、教育的配慮のもとに毅然とした対応を行うことが大切である。  
また、生徒の生命や財産に甚大な被害が生じた場合や生じることが予想される場合については、速やかに県教育委員会への報告とともに警察等関係機関への連絡及び本校生徒支援チーム(いじめ問題対策委員会)を招集し、緊急調査の実施と共に、事態の解決、マスコミ等への対応を行う。  
これらの対応にあたっては、学校として、第三者評価機関等による点検・評価を行い、常に取組の見直し、改善を行う。

(5) いじめの解消の定義  
① いじめに係る行為が止んでいること  
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続(少なくとも3か月を目安とする)している。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行い、行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。  
② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと  
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。解消したとみられる場合でも心のケアや支援を継続的に行っていく。